

「学校感染症に関する意見書」の記入について（依頼）

生徒の疾病が治癒、または、他の生徒に感染するおそれなくなりましたら、保護者または生徒本人に、「出席（登校）可」の旨をご指導いただき、下欄の「学校感染症に関する意見書」を発行くださいますようお願いいたします。

初芝立命館中学校高等学校長 様

学校感染症に関する意見書

中・高 年 組 番 氏名

上記の者を下記の学校感染症と診断しました。本疾患が軽快し、感染症予防上登校しても支障ないことを証明します。

下記の疾病により 年 月 日 ～ 年 月 日 まで出席停止したことを報告します。

種類	○印	病名	出席停止期間の基準 (ただし、医師が感染のおそれがないと認めた時は、この限りではない)
第一種		病名 ( )	治癒するまで。
第二種		インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで。
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで。
		麻疹	解熱後3日を経過するまで。
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
		風しん	発疹が消失するまで。
		水痘	全ての発疹が痂皮化するまで。
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
		新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで
		結核	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで。
第三種		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで。
		流行性角結膜炎	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで。
		急性出血性結膜炎	
		コレラ	
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス・パラチフス		

※感染性胃腸炎・溶連菌感染症などは、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症の「その他の感染症」として緊急的に措置をとる場合があります。

年 月 日

医療機関名  
 住 所  
 医 師 名